

江戸時代の長崎くんち（その2）

■18 世紀（1701～1800）の長崎くんち■

江戸時代の長崎くんちについて調べる 2 回目。今回は 18 世紀のくんちについて見ていきましょう。18 世紀の長崎くんちについて記した日記としては、まず前回（その 1）でも取り上げた、「寛宝日記」と『唐通事会所日録』があげられます。しかし、これらは、18 世紀のはじめまでで記事が終わっています。それに対し、この時期の全期間にわたって残っているのが、同じく（その 1）で取り上げたオランダ商館の日記です。そもそも、オランダ商館の日記は、出島よりも前、平戸に商館が置かれていた時代の 1633 年（寛永 10）から、江戸時代幕末、出島のオランダ商館が閉鎖される 1860 年（万延元）までの分が、一部を除き現存しています（国史大辞典編集委員会 編『国史大辞典』第 2 巻、p939「オランダ商館日記」の項）。出島に商館が置かれていた時代の日記のうち、現在、刊行されているのは次の通りです。

- ①村上直次郎 訳『長崎オランダ商館の日記』第 1 輯～第 3 輯（和訳されたもの。扱った年代は 1641～1654 年）
- ②東京大学史料編纂所 編『オランダ商館長日記』訳文編之 5～12（扱った年代は 1641～1651 年）。以下、続刊中。対応する原文編もある。なお、訳文編之 1～5 の途中までは平戸に商館が置かれていた時代のもの。
- ③The Japan-Netherlands Institute『The Deshima Diaries』全 2 巻（オランダ語の日記を英訳したもの。扱った年代は 1700～1800 年）
- ④日蘭学会 編『長崎オランダ商館日記』1～10（和訳されたもの。扱った年代は 1801～1823 年）

前回（その 1）で述べた 17 世紀に該当するのは①・②です。そのため、オランダ商館の日記に関していえば、現在和訳が刊行されている 1654 年（承応 3）までの記事しか調査できませんでした（もちろん、オランダ・ハーグ市の国立中央文書館で日記のオランダ語原本を、もしくは東京大学史料編纂所に保管されているマイクロフィルムによる複製を読むことができれば、それ以降も調査できます）。しかし、今回扱う 18 世紀は、③の英訳されたオランダ商館日記により、全期間調査できます。英語を読むのは苦手ですが、手掛かりを見つけないながら、まずは、この英訳されたオランダ商館の日記を見ていきましょう。

前回（その 1）で述べた通り、和訳されたオランダ商館の日記は長崎くんちのことを、「祭」と記録していたことが分かりました。この経験をもとに、この時期の英訳された日記を見ると、次のように書かれています。1720 年 10 月 8 日（和暦：享保 5 年 9 月 7 日）「Matsuri. Nothing has been done. (祭。何もされなかった)」、同 10 日（和暦：同 9 日）「Second day of the matsuri. Consequently nothing has been done. (祭の 2 番目の日。その結果、何もされなかった)」(史料 6、p247・248)と、日本語の「祭」をそのまま「matsuri」と表記していたことが分かります。日付からして、お下り・お上りの両日にあたると考えられます。また、くんちのため（出航準備が）何もできなかったという状況も、前回の（その 1）と同じようです。

別の記述もあります。1703 年 10 月 17 日（和暦：元禄 16 年 9 月 7 日）「We visited the fair. (私達はフェアを訪問した)」、同 19 日（和暦：同 9 日）「To please the governors we again visited the fair. (知事を喜ばすために、私達はまた、フェアを訪問した)」(史料 6、p31)。名詞としての「fair」の意味の中には定期市や縁日というものがあり、また語源はラテン語の「休日」だそうです。ここでは「くんちを訪問した」と訳してよさそうです。先ほどの「祭」のため何もできなかったと打って変わって、この年はくんちを訪問しています。ただし、和暦 9 日の記述では、「知事（＝ここでは長崎奉行のこと）を喜ばすために、私達はまた、フェアを訪問した」と書かれていますので、オランダ人は、あまり積極的ではなかったようです。

神事能はどのように表記されているのでしょうか。同じ 1703 年の 10 月 22 日（和暦：元禄 16 年 9 月 12 日）に「Comedy day. (コメディ日)」と書かれています(史料 6、p31)。能狂言を「No-comedy」と表記することもありますので、「Comedy day」で神事能の日を表現しているようです。他にも、1738 年 10 月 24 日（和暦：元文 3 年 9 月 12 日）に「Third day of the matsuri. (祭の 3 番目の日)」(史料 6、p485) や 1742 年 10 月 10 日（和暦：寛保 2 年 9 月 12 日）に「The third and final day of the matsuri. Nothing has been done. (祭の 3 番目および最終的な日。何もされなかった)」(史料 7、p31) とあります。前回（その 1）でも 3 番目の「祭」を神事能の日と考えましたので、それと同じということになります。

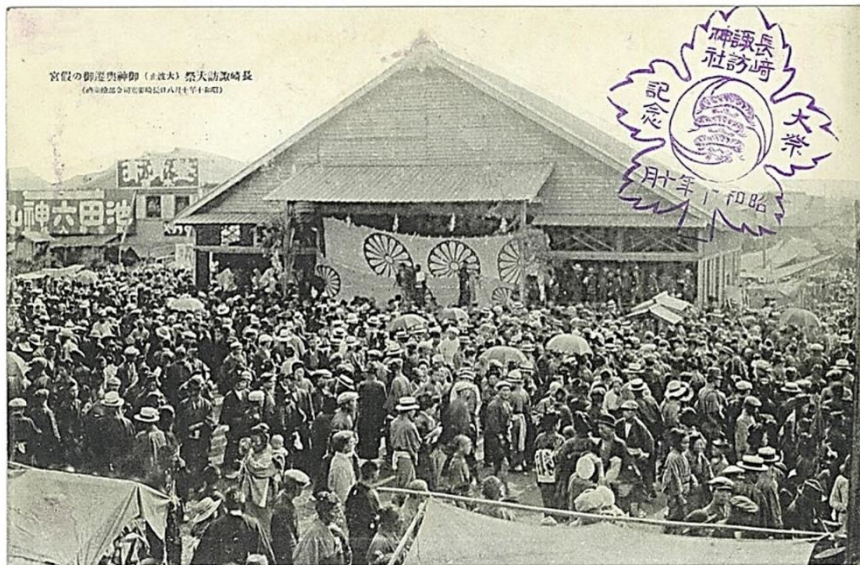


（画像3）長崎九日祭諏訪三社御上り
手彩色絵葉書、1920年10月の消印
明治末から大正時代の長崎くんちの様子です。
本文とは直接関係ありません。

次に、オランダ商館の日記以外の日本側の日記も見てください。18世紀の日記で確認できるのは、浄土宗の寺院である大音寺に残る「大音寺日鑑」です。今回は、長崎歴史文化博物館に収蔵されている複写本を用いて調査をおこないました。ちなみにこの複写本は、1704年（宝永元）から1866年（慶応2）のものまであります。1771年（明和8）9月7日「丸山町・寄合町踊参」、同9日「昼九時過船津町踊、同八時過万屋町踊参」（史料8。7日、丸山町・寄合町が踊に来了。9日、昼9つ時（正午）過ぎ船津町が、8つ時（午後2時）過ぎ万屋町が踊に来了）とあります。これは、庭先回りとして、丸山町や寄合町などの踊町が大音寺を訪れた時の記録と思われます。神事である長崎くんちの踊が、仏教の寺院でおこなわれており、江戸時代が神仏習合の時代だったということに、あらためて気づかされます。この庭先回りがおこなわれた、両日をお下り・お上りの日と考えました。なお、この大音寺の記録ですが、長崎くんちの日程が分かることに加え、庭先回りとして大音寺を訪れた町の名前が記されており、踊町の具体的な町名が分かるたいへん貴重なものです。

この時期、長崎を訪れた人の日記も残されています。長崎聖堂の教授として来崎した、上総国（現在の千葉県）出身の桜木闇斎（さくらぎ ぎんさい）が残した「長崎在勤日記」（「長崎日記」・「桜木日記」ともいいます）です。1790年（寛政2）9月7日「諏訪社ノ祭礼市中十一ヶ所ヨリノ踊狂言出ツ、西ノ御役所ニサンジキカヘリ両御奉行御見物アリ（諏訪神社の祭礼市中11ヶ所からの踊が出た。長崎奉行所西役所に桟敷が設けられ2人の奉行の見物があった）」、

同 9 日「此日神輿カリヤヨリ諏方社ヘカエル、西役所前ニテ踊狂言ヲ見物ス（この日神輿が仮屋（お旅所）より諏訪神社へ帰った。西役所前で踊を見物した）」、11 日「此ノ日諏訪社祭礼祝義ノ能アリ（この日諏訪神社祭礼の神事能があった）」（史料 9）と、神事能も含めた長崎くんちの日程が分かります。また、同年 9 月 8 日の記述には「波戸場ニ諏訪明神ノカリヤタツ、此ノ日参詣ス、ヲビタ、シク参詣アリ」（史料 9。大波止に諏訪神社の仮屋（お旅所）が建った。この日参詣した。おびた、しい人の参詣があった）とあり、大波止のお旅所のにぎわいも分かります。



（画像4）長崎諏訪大祭（大波止）御神輿遷御の仮宮
絵葉書、昭和10年のスタンプ
昭和時代の長崎くんちの様子です。
本文とは直接関係ありません。

では、18 世紀のくんちで、日程が変更となった例を確認していきましょう。「寛宝日記」の 1707 年（宝永 4）に「九月七日之祭礼、六日之夜七ツ時分より大雨ふり、神事相延、九日二神御下り被成候、（中略）十一日二御登り、御能十五日二御座候」（史料 4、p385。9 月 7 日の祭礼、6 日の夜 7 つ（ここでは 7 日の午前 4 時を指すと思われます）ごろより大雨が降り、神事は延期され、9 日にお下りがおこなわれた。（中略）11 日にお上り、神事能は 15 日だった）とあり、雨天により延期されたことが分かります。また、延期ではありませんが、開始時刻が大幅に変更された年もありました。1785 年（天明 5）9 月 7 日「風雨ニ付御下り夜五時過より御旅所江御下り之事」（史料 10、風雨なので夜 5 つ時（午後 8 時）過ぎよりお旅所へお下り）とあり、雨のため、大幅に時間を繰り下げ、夜になってからお下りがおこなわれたようです。2 日後に延期できない理由でもあったのでしょうか。

雨天以外の理由による日程変更も確認できます。桜木闇斎「長崎在勤日記」(史料 9) の 1793 年(寛政 5)の記事を見てみましょう。前回(その 1)でも述べましたが、この年は長崎くんちの日程が「九月九日渡輿、同十一日帰輿、同十三日神事能」と変更することが許可された年です。「長崎在勤日記」には 9 日「諏方社御祭礼朝五ツ比西御役所御棧敷ニテ見物ス(諏訪神社の祭礼を朝 5 時(午前 8 時)ごろ西役所の棧敷で見物した)」、11 日「西御役所ニ於テ諏方社御祭礼見物ス(西役所において諏訪神社の祭礼を見物した)」と記されており、お下りが 9 日に、お上りが 11 日に、許可された通りの日程で実施されたことが確認できます。神事能については、15 日に「諏方社能興行アリ」と記されており、変更が許可された 13 日ではなく、15 日におこなわれています。桜木闇斎は 13 日の日記に「天気好」(天気よし)と記していますので、雨天による延期ではなかったようですが、延期の理由については記していません。他の日記を見てみましょう。「大音寺日鑑」の同年 9 月 13 日に「松平和泉守殿去月十九日卒去之段從江戸申来候、右二付今日十三日より鳴物三日停止、普請者不苦候」(史料 11、老中の松平乗完(のりさだ)殿が先月 19 日亡くなったと江戸より知らせが来た。これにより、今日 13 日より 3 日間「鳴物停止」とする。普請(土木工事)は差し支えない)とあります。「鳴物停止」とは、文字通り笛・太鼓などの楽器(「鳴物」)の演奏を禁止することを意味し、国家的な弔事、身分の高い人の葬儀などの際に命じられました。つまり、13 日の神事能は老中死去にともない延期されたのでした。それにしても、13 日から 3 日間鳴物停止なのに、15 日に神事能をおこなって大丈夫だったのでしょうか。

身分の高い人の葬儀に関して、次のような例もあります。1762 年(宝暦 12) 7 月 12 日、桃園天皇が亡くなりました(喪の発表は同月 21 日)。これについて「去七月廿一日主上崩御之旨二付、今十二日ヨリ九月三日迄当社大門閉ウル。祭礼諸式ハ恒例ノ通タリ」(森永種夫・丹羽漢吉 校訂『長崎実録大成 正編』p94、7 月 21 日天皇が亡くなられたということで、8 月 12 日より 9 月 3 日まで諏訪神社の大門が閉められた。(長崎くんちなどの)祭礼や諸儀式はこれまでの通りだった)とあり、桃園天皇の死去に際して、長崎くんちは延期せずにおこなわれたようです。

その他、延期された例として、1788 年(天明 8)のくんちがあげられます。「御奉行末吉氏御差控中二付、当社祭礼日限延滞二及ビ、九月廿三日廿五日廿八日修行有之」(森永種夫 校訂『続 長崎実録大成』p61、長崎奉行の末吉撰津守利隆(すえよし としたか)が「差控」中なので、諏訪神社祭礼の日程が延期

され、9月23日・25日・28日に執り行われた。「差控（さしひかえ）」とは、武士に科せられた制裁で、仕事から外され、謹慎することです。つまり、末吉奉行は何らかの理由で処罰されたようです。オランダ商館日記の同年10月6日（和暦：天明8年9月7日）では「Today is the first day of the Japanese Matsuri or fair, but its celebration and the usual performances have been postponed because of the governor's arrest.」（史料7、p 584。今日は日本の祭またはフェアの最初の日だけれども、そのお祝いおよび通常のパフォーマンスは、知事の逮捕のため延期された）と、「知事（＝長崎奉行）の逮捕」という衝撃的な記述となっています。また、同22日（和暦：同23日）には「Today was the celebration of the first day of the Matsuri, which had been postponed on the 6th due to the arrest of the governor. Therefore nothing has been done on the island.」（史料7、p587。今日は、知事の逮捕のため6日（和暦：9月7日）において延期された祭の最初の日のお祝いであった。それに対して、島（出島）では何もされなかった）と、ここでも「知事（＝長崎奉行）の逮捕」と記されています。このように、天候や身分の高い人の死去を理由とする以外に、日程が変更された、特殊な例もあったようです。なお、この長崎奉行 末吉利隆の「差控」については、木村直樹 著『長崎奉行の歴史 苦悩する官僚エリート』角川選書 p115～119に詳しく書かれています。（つづく）

史料

4：森永種夫・越中哲也 校著『寛宝日記と犯科帳』

6：The Japan-Netherlands Institute『The Deshima Diaries』1700-1740

7：The Japan-Netherlands Institute『The Deshima Diaries』1740-1800

8：「大音寺日鑑」7（長崎歴史文化博物館収蔵の複写本を使用、〔同館史料番号 11 1540-1 7〕）

9：桜木闇斎「長崎在勤日記」（長崎歴史文化博物館収蔵の複写本を使用、〔L〕13 1856）。翻刻されたものとして『東金市史 史料編』1がある。

10：「大音寺日鑑」14（長崎歴史文化博物館収蔵の複写本を使用、〔11 1540-1 14〕）

11：「大音寺日鑑」20（長崎歴史文化博物館収蔵の複写本を使用、〔11 1540-1 20〕）

◆江戸時代の長崎くんち年表（その2）◆

西暦	年号	記 事
1703	元禄 16	09/07 渡御、09/09 還御、09/12 神事能
1707	宝永 4	09/07 雨天延期、09/09 渡御、09/11 還御、09/15 神事能
1720	享保 5	09/07 渡御、09/09 還御
1738	元文 3	09/07 渡御、09/09 還御、09/12 神事能
1742	寛保 2	09/07 渡御、09/09 還御、09/12 神事能
1761	宝暦 11	この年より、神事能の日程を09/12 から09/11 に変更
1762	宝暦 12	09/07 渡御、09/09 還御
1771	明和 8	09/07 渡御、09/09 還御
1785	天明 5	09/07 渡御（風雨のため夜5つ時（午後8時）過ぎよりお下り）、09/09 還御
1788	天明 8	長崎奉行差し控え中のため神事延期 09/23 渡御、09/25 還御、09/28 神事能
1790	寛政 2	09/07 渡御、09/09 還御、09/11 神事能
1793	寛政 5	この年より、神事の日程を、09/09 渡御、09/11 還御、 09/13 神事能 とすることが許可される 09/09 渡御、09/11 還御、09/13 老中死去にともなう 鳴物停止のため神事延期、09/15 神事能

*本文で取り上げた年代の長崎くんちについてまとめました。

09/07 は9月7日をあらわします。日付はすべて和暦です。

神事能がおこなわれたかどうか、史料により確認できない年もあります。

【長崎県文化振興課 石尾和貴】